

宮城県公報

行 県
 宮 城 文 書 課
 (総務部私学市青葉区
 宮城町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行))

目 次

ページ

告 示

- 国土調査の成果の認証 (地域復興支援課) 一
- 形質変更時要届出区域の指定 (環境対策課) 一
- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 二
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 二
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 三
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 三
- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課) 三
- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 四
- 大谷川浜大谷川事件裁決手続開始決定 収用委員会 五
- 大谷川浜前原事件裁決手続開始決定 五

告 示

○宮城県告示第二百三十号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

気仙沼市

二 調査を行った時期

平成二十六年から平成二十七年まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市本吉町狼の巣の一部

五 認証年月日

平成二十九年二月二十八日

○宮城県告示第二百三十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市古川駅前大通三丁目八十三番二及び八十七番

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第二百三十二号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十九年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩